

第 23 回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 25 年 7 月 8 日(月)14:00～17:00

場所：王寺町地域交流センター リーバルホール

委員出欠数：出席 15 名、欠席 2 名（加我委員，千田委員）

1. 議事経緯

(1) 第 22 回大和川流域委員会審議報告

第 22 回大和川流域委員会審議報告がなされた。

(2) 住民意見聴取実施報告

河川管理者より、大和川水系河川整備計画原案に関する住民意見聴取実施報告がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。（○：委員発言，→：河川管理者発言）

- 公聴会参加者は 79 名ということで、主観的だが想定の 1/4 程度と考える。周知期間が 10 日間と短かったのではないか。それとも手法の問題か。河川管理者としてどのように総括しているのか、見解を聞きたい。
- 周知方法として回覧板による方法もご審議いただいたが、対象とする範囲が広く長期間を要すること、また、回覧を実施できる地域とできない地域があり、地域によって差が生じるため、公平な方法として折り込みチラシとした。周知は公聴会の一週間前には行っており、短いという認識はない。
- 資料 2・P.9 にある、大和川水系河川整備計画（原案）への意見募集ホームページでは、流域委員会のバナーと意見募集の欄があるが、意見募集は河川管理者と流域委員会のどちらが主催するのか。また、意見内容を Q&A コーナーで紹介するとあるが、資料 3-3 の概要を提示する予定なのか。
- 住民意見聴取は河川管理者が主催して行うものと考えている。住民意見と回答については、資料 3-3 とともに本日審議した結果も含めてウェブにて公開する。
- 資料 2・P.15 の意見数について、大阪府であれば、「①分野別」で「利水」が 0 であるが、「②内容別」では「3. 遊水地に関するご意見」が 0 となっている。「①分野別」の「治水」が 0 なのではないか。奈良県でも、「①分野別」で「地域連携」が 0 であるが、「②内容別」では「7. 地震、津波対策に関するご意見」、「10. 地域防災に関するご意見」が 0 となっている。地域防災は地域連携と関係あるのではないか。「①分野別」は、応募者が記入したものを機械的に集計していると考えerがどうか。
- 「①分野別」は回答者が選択した項目に対し、記載内容を踏まえて河川管理者で再分類している。また、複数の分野にまたがる意見もあるため、「①分野別」と「②内容別」は 1 対 1 の対応となっていない。例えば、遊水地の機能は治水の分野にあたるが、上面利用は環境の分野に該当する。地域連携についても同様であり、便宜的に分けているものである。
- 分野別、内容別の分類については、個々に判断した方がよいと考える。

- 自治体広報紙による周知が最も望ましいが、1カ月前に情報提供しないといけない。期間が短くて自治体の協力が得られなかったのではないかと。なぜ急ぐ必要があったのか。
- 周知期間の長短は見解が分かれると思うが、私は概ね妥当と考えている。
- 意見に対する回答は、もう少し答え方に配慮した方が良い。(資料3-3・P.16の他所管の事項に対する意見回答など) また周知期間が短く、その方法も形式的である。10年かけて整備計画案を審議してきたのに、もったいないと感じる。もっと住民の関心を広げていく活動が必要で、若い人にもっと関心をもってもらえるように自治体と協力してできたらよかったと思う。
- 意見に対する回答について、本審議で助言をいただきたい。周知期間、意見回答については誠意をもって対応している。自治体との協力関係について、公聴会以外にも自治体とは説明や意見交換を行っており、自治体が熱心でないということはない。また、周知に関しては、意見が少なかつたことは事実として認識している。今後、事業を進めていく中で、住民の意見を収集、反映したい。
- 意見数を多いと見るか、少ないと見るかは主観的なものである。頂いた意見をどのように反映していくかに主眼を置くべきである。
- 公聴会は新河川法の柱、目玉である。旧河川法では専門家と管理者のみで決定していたが、それでは住民と川の関係が希薄になっていくという反省のもと、河川整備計画に住民意見を反映することを明文化している。住民意見をどのように河川整備計画に反映していくかが委員会の重要な役割であり、意見に回答することが目的ではないということ念頭に審議していただきたい。

(3) 住民意見の反映・回答について

河川管理者より、大和川水系河川整備計画原案に関する住民意見の反映、回答について説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。(○：委員発言，→：河川管理者発言)

- 水防団における若手の育成について、「諸課題への対策」という記載であるが、重要な課題であることからもう少し具体的に記載できないか。
- 記載方法については、諸課題として「水防団員の高齢化」等、具体的に記載することを検討する。
- 水防団の活動で障害を負った場合の補償はどうなっているのか。昭和57年8月洪水時には、三宅町で土のうを積む作業中に心臓麻痺で死者が出た。国勢調査の調査員は臨時の公務員となっているが、そのような扱いにならないか。
- 水防団は、大阪府左岸や奈良県は消防団が兼務している。大阪府右岸は柏原市のみが兼務、その他は水防団を組織していると記憶している。
- 水防団の若手育成について、年齢の離れているところに若手は入りにくい。協議会の組織形態を工夫できないか。積極的な支援ができるなら、具体的内容を詳細に記載すべきである。

- 水防団は市町村所掌であるので、国ができることには限界があるが、情報共有など、可能な部分で協力したい。
- 危機管理の中でソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用は出来ないか。
- 個人的には有用な情報伝達・共有の手段の1つと考える。ただし、実施上の課題もあるため、今後検討したい。
- 河川管理者の説明が具体性を欠いている。干潟について「河口を1m浚渫すると干潟が小さくなるからやめてほしい」という意見がある。遊水地の上面利用についても、湿地空間を望む意見や公園を望む意見など、二律背反の意見がある。これら意見に対し、区間、場所等を具体的に整備計画に書かないと、意見を言った人には不満が残る。
- 高規格化堤防についても、超過洪水に対する経済効果を示す一方で、計画高水位以下の洪水に対しては堤防の浸透・侵食対策を実施するとしている。住民からすると無責任な対応と感じるだろう。堤防は超過洪水に対応できるのか、非超過洪水対策に対するものなのか具体的に記載すべきではないか。
- 事業の箇所付けは関係機関との調整が必要である。整備計画には記載できないのではないか。
- 例えば遊水地の上面利用について言えば、今後、調査を実施して具体的な場所を設定した後、地元関係者や住民と話し合っ決めていく。そのため、現時点で具体的なことは記載することは難しい。
- ロードマップを作成し、3年～5年きざみで進捗点検していくことが必要と考える。大和川流域委員会が行うのか、新たに点検のための委員会を組織するのか。
- 整備計画の進捗について点検・評価するしくみは必要である。どのようなしくみとするかは、今後検討したい。
- 総合治水対策は大阪府と奈良県で連携して行うことになっていたと認識しているが、総合治水対策協議会は奈良県のみとなっている。現状を教えてほしい。
- 総合治水対策特定河川は奈良県のみ指定を受けている。総合治水対策協議会は、奈良県と奈良県内の市町村、大和川河川事務所が入り、流域整備計画を作成し、取り組みを進めている。大阪府は入っていない。
- 高規格堤防について、右岸側の矢田地区は未整備区間であるが、構造的には問題ないとして放置されている。一方、左岸側は整備しているが状況を説明してほしい。
- 矢田地区は今年度工事を予定している。矢田地区から上流は今年度より順次実施していく予定である。左岸の堺市側は地元協議中であり、阪神高速の事業が終わり次第、盛土等、可能な箇所から実施していく予定である。
- 高規格堤防の整備は100年ともいわれる長い工期、多大な費用が必要である。以前の委員会で、工期や費用に関する資料提出を求めたが、河川管理者からは出せないと言われた。工期や費用を出さないのは片手落ちで審議のしようがない。高規格堤防が完成する100年後までの対応をどのようにするか、整備計画で工事予定や内容を示さないといけない。右岸側は対策協議会が解散したとの話もあるが、現実的に整備可能なのか。できな

- いのであれば別の対策を考えないといけない。
- 堤防強化については、整備計画案に具体の場所を示している。高規格堤防整備に関する移転補償費は個人情報がかからむので公表できない。したがって事業費の算出も困難である。また、強制力のある事業ではなく、地元の協力がなければできない。まちづくりと一体の事業なので、他の事業との関係があるため市側との費用分担等も不確定である。
 - 整備計画は 30 年を目途としている。高規格堤防は 30 年ではできないので、当面はどうするのか、暫定対応についてどこかに明記すべきではないか。
 - 資料 4・P. 4-11 で堤防強化、浸透・侵食対策を記載している。高規格堤防以外でも対策を進める。
 - この表だけではわからない。右岸側も対応することを記載すべきである。

 - 30 年という長期計画なので具体性に欠ける部分があるのは仕方がないと思う。どのように進捗させていくかが重要であり、進捗点検が必要である。

 - 資料 3-1・P7 で利用は望ましくないとする意見がある。また、資料 4・P4-18 の図では整備しすぎという印象を受ける。生き物でにぎわう自然の川を目指していることが分かる図にすべきである。
 - 文案では自然環境と一体で考えるものとしている。図については工夫する。

 - 亀の瀬等でのゴミ問題について、市民活動だけでゴミを取ろうとしても難しい面もある。啓発だけでなく、行政の責任で実施することも記載すべきである。
 - 行政でもゴミは取るが、まずゴミを減らしたいことから、発生源対策として啓発について記載している。
 - ゴミについては自治体との連携も必要ではないか。
 - 資料 4・P4-28 に連携して進めることを記載している。

 - 羅城門跡の整備について、一言、「羅城門」という記載を入れた方が良い。
 - 本文に世界遺産、平城京を記載しており羅城門単独での反映を見送った。

(4) 大和川水系河川整備計画(案)(国管理区間)について

河川管理者より、大和川水系河川整備計画案について説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。(○：委員発言、→：河川管理者発言)

- 変更点以外にも、整備計画に反映・修正してほしいという意見が多数でている。これらの意見をどう扱うのか。
- 資料 3-2 以外の修正点として、今日の意見から環境整備の図と情報発信の部分は修正したい。

- 公聴会の目的は回答することではなく、住民意見を審議し、整備計画に反映することが目的である。住民意見を反映するという手間はかかるものであり、委員会と公聴会を繰り返し実施することが必要である。河川管理者はもう少し真摯な姿勢で住民意見を聞くべきで、河川管理者のスケジュールで進めるべきではない。

- 住民意見は、河川整備計画の変更を要する意見なのか、軽微な修正で済むのかを検討する必要がある。この場で、河川整備計画の変更に係る意見はないと判断すれば、それでもよい。
- 整備計画の根本的な変更を要するものではないと考えている。公聴会の意見は整備計画に書き込めない部分もあり、意見をどのように活かすかは今後の進捗の部分で議論したい。整備計画原案の微修正でよいのではないか。
- 点検委員会を結成するのか、流域委員会を継続するのか示してほしい。
→ 進捗点検については、第三者機関に図ることを考えている。他河川の事例も参考に何らかの組織を構成して実施する。
- 資料 4・P3-9 に以前の資料にあった「自然再生計画書を作成する」という記載が削除されている。委員会に諮らずに削除したのは問題である。
→ 計画書の作成自体は整備計画目標ではないということで、一時記載を検討していたが所内で異論があり削除した。自然再生計画として実施する具体的内容については記載している。削除に関して説明が不足したことについてはお詫びする。
- 概要版 P15、16 の地震・津波対策について、耐震性能指針等を記載しているが住民には理解できない。東日本大震災 Level2 への対応であることを、住民に分かるように明言すべきである。
→ 地震対策については、正式な整備計画の概要版を作成する時点で、住民に分かりやすい説明で記載する。
- 整備計画案について、細かい修正は必要であるが、河川管理者が修正して委員長が確認する。大きな修正は必要ないのではないかと考えている。事業の進捗点検については、早期に有効な組織の設立を期待する。
- 今日の委員長の集約ではイエスとは言いにくい。もう少し住民意見の反映を確認する時間が必要ではないか。委員会として了承してもよいが、反対意見もあったと明記してほしい。
→ 河川管理者として、住民意見を反映するかについて十分議論したという認識である。全ての意見を大切に考えており、反映しない意見についても、一つずつ説明するために資料 3 を準備した。
- 委員会として、この案を了承するかについて、もう一度、河川管理者が委員の意見を精査して、その結果を委員に提示してほしい。その上で了承する。
- 資料 3-1 は、「住民への回答の仕方」と「整備計画本文の反映」の 2 つが混在している。重要なのは整備計画への反映であり、今日の委員意見を整理してどう対応するかを示す必要がある。
- もう一度委員会を開催してはどうか。

- 論点を整理して、委員会をもう一度開催するかは、委員長と相談させてほしい。
- もう一度開催しないとなれば、委員会としての意思決定はどうするのか。

 - 修正結果は委員長だけでなく各委員にも報告してほしい。原案を大きく変更する必要はないと考えている。
- 委員意見の論点、説明する論点を整理して、委員へ説明する。
- 本日の資料では、回答におかしいと思うところがあった。それについて対応してほしい。また意見を後日送るので併せて回答してほしい。

 - 論点整理について、整備計画原案の変更に関わる点のみを整理してほしい。

 - 委員会としての判断をどうするかが問題である。

 - 原案を大きく変えるところがないのであれば、もう一度開催する必要はない。

 - 委員長一任でよい。

 - では本委員会としては、河川管理者が論点整理すること、最終案について各委員が確認することを前提に、整備計画案について承認する。

(委員長の発言に対し、出席委員からは異議無し)

(5) その他

河川管理者より、「今後のスケジュール」について説明された。また委員長より、本日の審議について、一般傍聴者から意見がないか確認された。

- ・一般傍聴からの意見は特になし。

最後に、井上委員長及び河川管理者の挨拶をもって大和川流域委員会が閉会された。

以 上